

ー都税についてのお知らせー

4月から 固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になります(23区内)

期間	令和8年4月1日(水)から6月30日(火)まで(土・日・休日を除く。)
時間	8時30分から17時まで
場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所 (台東区)台東都税事務所 03(3841)1271
縦覧できる方	令和8年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。また、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

(注) 納税通知書は6月1日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP (縦覧について)



主税局 HP (本人確認方法について)

—都税についてのお知らせ—

～転居等により、23 区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の
納税通知書送付先を変更される方へ～

固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の 送付先変更手続 はお済みですか？



住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、
23 区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の**納税通知書の送付先は変更されません**。
登記手続がお済みでない場合は、以下の送付先変更手続をお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所に
ご提出ください。



主税局 HP



LoGo フォーム

【インターネットの場合】

「LoGo フォーム」からお手続ください。

- 上記手続は、23 区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのもの
です。
納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。
＜変更できないもの（例）＞ 納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名
- 海外へお引越される方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。（台東区）台東都税事務
所（03-3841-1271）。不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）
にお問い合わせください。

—都税についてのお知らせ—

～都内に住所等を有しない方へ～

納税管理人制度をご存知ですか？



納税義務者が都内（固定資産税・都市計画税は特別区内）に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるために納税管理人を定めなければなりません。海外への転勤などにより、長期不在となる場合も含まれます。

納税管理人を定めた場合には、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁に納税管理人申告書を提出してください。なお、eLTAX（エルタックス）での提出も可能です。eLTAXの利用手続については、eLTAX ホームページをご確認ください。

その他、詳しくは、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁にお問い合わせください。

（台東区）台東都税事務所 03-3841-1271

なお、東京 23 区以外に所在する不動産に関する

固定資産税・都市計画税については、各市町村にお問い合わせください。



主税局 HP

—都税についてのお知らせ—

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和8年4月14日(火)13時～令和8年4月27日(月)23時	
入札期間	令和8年5月11日(月)13時 ～ 令和8年5月13日(水)23時	令和8年5月11日(月)13時 ～ 令和8年5月18日(月)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがあります。

最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/mail_magazine

主税局 メールマガ

検索

登録無料

メールマガジンのご案内

公売情報を
タイムリーに配信しています。

東京都「公売情報」お知らせメール

詳細は主税局HPへ

主税局メルマガ

検索



(お問合せ先) 徴収部 徴収指導課 徴収指導班 03-5388-3024

主税局 HP

23区内の都税事務所の所管区域にご注意ください

23区内において、個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税の課税事務は9つの都税事務所で、事業所税の課税事務は4つの都税事務所で行っています。その他の税に関しましては、お近くの都税事務所等にお問い合わせください。

<所管都税事務所一覧>

所管区域	千代田区	文京区	荒川区	北区	足立区	中央区	江東区	江戸川区	台東区	墨田区	葛飾区	港区	品川区	大田区	新宿区	中野区	杉並区	渋谷区	目黒区	世田谷区	豊島区	板橋区	練馬区
所管都税事務所	千代田		荒川			中央			台東		港	品川	新宿			渋谷		豊島					
事業所税	千代田		中央			港		新宿															

- 個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、事業所税に関するお問合せや申告・届出等は、一覧の所管都税事務所までお願いします。
 - 住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書等の受付を行いますが、お問合せは所管都税事務所までお願いします。
 - 納税（課税）証明の発行は、すべての都税事務所で行います。申告・納付後概ね1～2週間以内に納税証明を申請される場合は、領収証書の原本（領収印のあるもの）と申告書の控え（受付印のあるもの）の両方をお持ちください。
- * 固定資産税（償却資産）の申告等については、資産の所在する区にある都税事務所までお願いします。

（台東区）台東都税事務所 03-3841-1271